

第九条の二第三項中「第二十六条の三第一項各号」を「第二十六条の二第一項各号」に改め、同条第四項及び第五項を削る。

第二十六条の二を削る。

第二十六条の三第一項第一号中「整備資金保証業務」を「第二十五条第一項第十号に掲げる業務及びこれに附帯する業務」に改め、同項第二号中「運賃保証業務」を「第二十五条第一項第十二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務」に改め、同条第二項中「前条第一項第二号又は第四号に掲げる経理に係る特別の勘定において」を「通商産業省令で定めるところにより、」に改め、同条を第二十六条の二とする。

第三十六条の十二 削除
第三十六条の十二を次のよう改める。

第七条の十四中「第二十六条の三第一項第一号」を「第二十六条の二第一項第一号」に改める。

第五十三条の三から第五十三条の六までを削る。

第四章中第五十七条の次に次の二条を加える。

(請負夫の使用の承認)

第五十七条の二 鉱業権者又は租鉱権者は、石炭鉱山の坑内における作業であつて通商産業省令で定める種類のものにその使用人以外の者(以下「請負夫」という。)を從事させようとするときは、その作業の種類、従事させようとする期間その他の通商産業省令で定める事項を定めて通商産業大臣の承認

を受けなければならない、ただし、当該鉱山における保安を確保するため緊急の必要があるときは、この限りでない。

(承認の基準)

第五十七条の三 通商産業大臣は、前条の承認の申請があつた場合に

おいて、その申請に係る期間が作業の種類別に通商産業省令で定める期間をこえず、かつ、その申請に係る作業に請負夫を従事させる

ことにより石炭鉱業合理化基本計画の実施に支障を生ずるおそれがないと認めるときは、前条の承認

をしなければならない。

第五十八条の見出し中「標準額」を「基準額」に改め、同条第一項中「生産費を基準として」を「生産費に、『参考して』を『考慮して』に、『又は粗鉱権者』を『若しくは粗鉱権者又は石炭の販売業者』に、「標準額」を「基準額」に改め、同条第二項中「標準額」を「基準額」に改める。

第六十条の前段を「(販売価格又は)を削り、(標準額以下)標準炭価」といふ。」を「基準額(以下「基準炭価」といふ。)」に改める。

第六十一条の前段を「(販売価格又は)を削り、(標準額以下)標準炭価」といふ。」を「基準額(以下「基準炭価」といふ。)」に改める。

第六十二条の前段を「(販売価格又は)を削り、(標準額以下)標準炭価」といふ。」を「基準額(以下「基準炭価」といふ。)」に改める。

第六十三条の二第三号中「第二十

七条第三項」を「第二十六条の二第二項、第二十七条第三項」に改める。

第五十三条の三から第五十三条の六までを削る。

第六十四条中第五十七条の次に次の二条を加える。

(請負夫の使用の承認)

第五十七条の二 鉱業権者又は租鉱権者は、石炭鉱山の坑内における作業であつて通商産業省令で定める種類のものにその使用人以外の者(以下「請負夫」という。)を從事させようとするときは、その作業の種類、従事させようとする期間その他の通商産業省令で定める事項を定めて通商産業大臣の承認

当たつては基準炭価によるべき」とを勧告することができる。

第六十一条第一項を次のよう改める。

第六十八条の十四及び第六十八条の十五を削り、第六十八条の十三中

「第六十八条の十一第一項」を「第六十九条の十三第一項」に改め、同条

を第六十八条の十五とし、第六十八

条の十二を第六十八条の十四とし、

第六十八条の十一第二項中「石炭鉱

区調整協議会」を「石炭鉱業審議会」

に改め、同条を第六十八条の十三と

し、第六十八条の十中「第六十八条の八第一項」を「第六十八条の十第

一項」に、「第六十八条の十二第二

項」を「第六十八条の十四第二項」

に、「第六十八条の十三第二項」を

「第六十八条の十五第二項」に改め、

同条を第六十八条の十一とし、第六

十八条の九を第六十八条の十一と

し、第六十八条の八を第六十八条の

十とし、第六十八条の七中「指定地

域内の」を削り、同条を第六十八条

の九とし、同条の前に次の章名を附

する。

第六十九条第一項中「石炭の生産

費又は」を削り、「標準額(以下「標準炭価」といふ。)」を「基準額(以下「基準炭価」といふ。)」に改める。

為を実施すべきことを指示することができる。

第六十八条の十四及び第六十八条の十五を削り、第六十八条の十三中

「第六十八条の十一第一項」を「第六

十九条の十三第一項」に改め、同条

を第六十八条の十五とし、第六十八

条の十二を第六十八条の十四とし、

第六十八条の十一第二項中「石炭鉱

区調整協議会」を「石炭鉱業審議会」

に改め、同条を第六十八条の十三と

し、第六十八条の十中「第六十八条の八第一項」を「第六十八条の十四第二項」

に、「第六十八条の十三第二項」を

「第六十八条の十五第二項」に改め、

同条を第六十八条の十一とし、第六

十八条の九を第六十八条の十一と

し、第六十八条の八を第六十八条の

十とし、第六十八条の七中「指定地

域内の」を削り、同条を第六十八条

の九とし、同条の前に次の章名を附

する。

第五章の三 鉱区の調整

第五章の二中第六十八条の六の次

に次の二条を加える。

(事業計画)

第六十九条第一項中「第六十八条の七 前条第三項において

第六十八条の二中第六十八条の六の次

に次の二条を加える。

(事業計画)

第六十九条第一項中「第六十八条の二中第六十八条の六の次

に次の二条を加える。

2

前項の事業計画には、次の事項

とができる。

一 工事の種類、費用の額その他

石炭資源の開発のため実施すべき工事に関する事項

二 前号の工事が完了した場合に

おける石炭の生産数量、生産能

率及び生産費の見込み

三 その他通商産業省令で定める事項

第六十八条の八 通商産業大臣は、

開発計画の円滑な実施を図るために

必要があると認めるときは、採掘

権者に対し、前条第一項の事業計

画を変更すべきことを指示するこ

とができる。

第七十条中「合理化」の下に「及

び安定」を加える。

第七十一条第一項中「四十人」を

「四十五人」に改める。

第六章の二を削る。

第六十三条中「第六十八条の十一第一項」を「第六十八条の十三第一項」に改める。

第七章中第八十三条の次に次の二

条を加える。

(権限の委任)

第六十三条中「第六十八条の二中第六十八条の二の次に次の二

条を加える。

2

前項の事業計画には、次の事項

とができる。

一 工事の種類、費用の額その他

石炭資源の開発のため実施すべき工事に関する事項

二 前号の工事が完了した場合に

おける石炭の生産数量、生産能

率及び生産費の見込み

三 その他通商産業省令で定める事項

第六十八条の八 通商産業大臣は、

開発計画の円滑な実施を図るために

必要があると認めるときは、採掘

権者に対し、前条第一項の事業計

画を変更すべきことを指示するこ

とができる。

第七章中第八十三条の次に次の二

条を加える。

(権限の委任)

第六十三条中「第六十八条の二中第六十八条の二の次に次の二

条を加える。

(権限の委任)

第六十三条中「第六十八条の二中第六十八条の二の次に次の二

条を加える。

(権限の委任)

第六十三条中「第六十八条の二中第六十八条の二の次に次の二

条を加える。

第六十八条の八 通商産業大臣は、

開発計画が告示されたとき

に改める。

第六十三条中「第六十八条の二中第六十八条の二の次に次の二

条を加える。

(権限の委任)

第六十三条中「第六十八条の二中第六十八条の二の次に次の二

条を加える。

2

前項の事業計画には、次の事項

とができる。

一 工事の種類、費用の額その他

石炭資源の開発のため実施すべき工事に関する事項

二 前号の工事が完了した場合に

おける石炭の生産数量、生産能

率及び生産費の見込み

三 その他通商産業省令で定める事項

第六十八条の八 通商産業大臣は、

開発計画が告示されたとき

に改める。

第六十三条中「第六十八条の二中第六十八条の二の次に次の二

条を加える。

(権限の委任)

第六十三条中「第六十八条の二中第六十八条の二の次に次の二

条を加える。

2

前項の事業計画には、次の事項

とができる。

一 工事の種類、費用の額その他

石炭資源の開発のため実施すべき工事に関する事項

二 前号の工事が完了した場合に

おける石炭の生産数量、生産能

率及び生産費の見込み

三 その他通商産業省令で定める事項

第六十八条の八 通商産業大臣は、

開発計画が告示されたとき

に改める。

第六十三条中「第六十八条の二中第六十八条の二の次に次の二

条を加える。

(権限の委任)

第六十三条中「第六十八条の二中第六十八条の二の次に次の二

条を加える。

2

前項の事業計画には、次の事項

とができる。

一 工事の種類、費用の額その他

石炭資源の開発のため実施すべき工事に関する事項

二 前号の工事が完了した場合に

おける石炭の生産数量、生産能

率及び生産費の見込み

三 その他通商産業省令で定める事項

第六十八条の八 通商産業大臣は、

開発計画が告示されたとき

に改める。

第六十三条中「第六十八条の二中第六十八条の二の次に次の二

条を加える。

(権限の委任)

第六十三条中「第六十八条の二中第六十八条の二の次に次の二

に係る石炭の販売業者に通知しなければならない。

(民法の準用)

第十六条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百四十四条から第六百四十七条まで(受任者の注意義務等)の規定は、石炭の販売業者のため前条に規定する行為をする会社に準用する。

(電力用炭の代金債権を消滅させる場合等の届出)

第十七条 石炭の販売業者は、更改、代物弁済その他第十四条第二項に規定する事由以外の事由によつて電力用炭の代金に係る債権を消滅させようとする場合、電力用炭の販売に関する電気事業者に割戻金を支払おうとする場合その他通産業省令で定める場合には、通産業省令で定めるところによつて、あらかじめ、会社に届け出なければならない。

(電力用炭の販売に関する契約書等の送付)

第十八条 石炭の販売業者は、通産業省令で定めるところにより、電力用炭の販売に関する契約書の写しその他の書類を会社に送付しなければならない。

(通商産業大臣に対する報告)

第十九条 会社は、第七条第一号に掲げる事業を行なうに当たり、電力用炭の販売価格が、その品位に応じ、石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第百五十六号)第五十八条第一項の規定による石炭の販売価格の基準額に準拠して通常産業大臣が電力用炭につき定めた品位別の価格と異なつていること

とを知つたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に報告しなければならない。

(帳簿の記載)

第二十条 会社は、帳簿を備え、第七条第一号に掲げる事業に關し通商産業省令で定める事項を記載しなければならない。

(監督)

第二十一条 会社は、商通産業大臣

がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、業務に關し監督上必要な命令をることができ

る。

(協議)

第二十二条 通商産業大臣は、第二条第三項、第八条第一項、第九条から第十一項まで、又は第十二条

(会社の定款の変更の決議に係るものについては、会社が発行する株式の総数を変更するものに限

る。)の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければな

らない。

(報告及び検査)

第二十三条 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社からその業務

に關し報告をさせ、又はその職員が、その業務に關して、わいろを收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をして、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

(報告及び検査)

第二十四条 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると

認めるときは、会社からその業務に關し報告をさせ、又はその職員が、その業務に關して、わいろを收受し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免

除することができる。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第二十七条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした者は、十万円以下の罰金に処する。

1 第十四条第一項又は第二項の手数料

2 電気事業者に電力用炭を販売した石炭の販売業者は、会社に対し、第七条第一号に掲げる

事業の執行に必要な費用に充てるため、政令で定めるところにより、当該電力用炭につき政令で定める額の手数料を納めなければならぬ。

2 前項の政令で定める手数料の額は、当該電力用炭の数量一トンにつき三円をこえてはならない。

3 第二十五条 会社の取締役、監査役又は職員が、その職務に關して、わいろを收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をして、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

4 第二十六条 第十八条の規定に違反せず、又は虚偽の報告をしたとき。

5 第二十七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

6 第二十三条の規定に違反して、財産目録、貸借対照表、損益計算書若しくは営業報告書を提出せず、又は不実の記載をしたこれら

の書類を提出したとき。

7 第二十九条 第十八条の規定に違反せず、又は不実の記載をした当該書類を送付した者は、三万円以下の罰金に処する。

8 第二十九条 第二十九条の規定によつて、同条に規定する書類を送付せず、又は不実の記載をした当該書類を送付した者は、三万円以下の罰金に処する。

9 第三十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、

その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

10 第三十一条 次の各号の一に該当する。

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十四条から第二十条まで(これらの規定に係る罰則を含む。)及び第二十四条の規定

は、同日から起算して六月をこえ

ない範囲内において政令で定める

日から施行する。

会社の役員又は職員は、三十万円以下の過料に処する。

1 第二条第三項の規定に違反して、新株を発行したとき。

2 第八条第一項の規定に違反して、事業に関する規程の認可を受けなかつたとき。

3 第九条の規定に違反して、財業計画、資金計画又は収支予算の認可を受けなかつたとき。

4 第十条の規定に違反して、財産を譲渡し、担保に供し、又は有償で取得したとき。

5 第十一条の規定に違反して、社債を募集し、又は資金を借り入れたとき。

6 第十三条の規定に違反して、財産目録、貸借対照表、損益計算書若しくは営業報告書を提出せず、又は不実の記載をしたこれら

の書類を提出したとき。

7 第二十条の規定に違反して、同条に規定する事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

8 第二十二条 第二十九条の規定に違反する命令に違反したとき。

9 第二十九条 第二十九条の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

10 第三十一条 第三十一条の規定によつて、同条に規定する書類を送付した者は、三万円以下の罰金に処する。

11 第二十九条 第二十九条の規定によつて、同条に規定する書類を送付した者は、三万円以下の罰金に処する。

12 第三十一条 第三十一条の規定によつて、同条に規定する書類を送付した者は、三万円以下の罰金に処する。

13 第三十一条 第三十一条の規定によつて、同条に規定する書類を送付した者は、三万円以下の罰金に処する。

14 第三十一条 第三十一条の規定によつて、同条に規定する書類を送付した者は、三万円以下の罰金に処する。

15 第三十一条 第三十一条の規定によつて、同条に規定する書類を送付した者は、三万円以下の罰金に処する。

16 第三十一条 第三十一条の規定によつて、同条に規定する書類を送付した者は、三万円以下の罰金に処する。

17 第三十一条 第三十一条の規定によつて、同条に規定する書類を送付した者は、三万円以下の罰金に処する。

18 第三十一条 第三十一条の規定によつて、同条に規定する書類を送付した者は、三万円以下の罰金に処する。

19 第三十一条 第三十一条の規定によつて、同条に規定する書類を送付した者は、三万円以下の罰金に処する。

20 第三十一条 第三十一条の規定によつて、同条に規定する書類を送付した者は、三万円以下の罰金に処する。

会社の役員又は職員は、三十万円以下の過料に処する。

(廢止)

2 ノの法律は、昭和四十六年三月三十日までに廃止するものとす
る。

11 律の施行の日から起算して六月四
は、適用しない。

第五章 詞則（第四十八條—第五十四條）

通商産業局長が算定する額の金銭（以下「鉱害賠償積立金」という。）

一、当該年度開始前に発生した鉱害及び当該年度開始後に発生することが予想される鉱害

（会社の設立）

じ、会社の設立に關して発起人の職務を行なわせる。

4 設立委員は、定款を作成して、
通商産業大臣の認可を受けなけれ

5 通商産業大臣は、前項の認可を
はならない。

大蔵大臣は
協議しなければならない。

を受けたときは、遅滞なく、会社の設立に際し発行する株式の総数

のうち、政府が引き受けない株式につき、株主を募集しなければな

株式申込証には、定款の認可の
らない。

年月日を記載しなければならぬ
い。

商法第一百六十七条 第一百八十一
条及び第一百八十五条の規定は、会
社の設立については、適用しない

（登録税の免除）
い。
花の譜を以てし
通月日た

この法律による会社の設立に伴
い必要な登記については、登録税

を免除する。ただし、資本の金舞のうち政府の出資に係る部分以外

の部分については、この限りでない。

(商号についての新過規定)
第三条の規定は、この法律の施

行の際現にその商号中に電力用炭
代金精算株式会社という文字を使
用している者については、この法

第一類第四号 石炭対策特別委員会議録第十三号 昭和三十八年五月十四日

の賠償に必要な資金の貸付けその他の業務を行なうことを目的とする。

(法人格)

第十三条 基金は、法人とする。

(事務所)

第十四条 基金は、主たる事務所を東京都に置く。

2 基金は、通商産業大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金) 第十五条 基金の資本金は、三億円とし、政府がその全額を出資する。

(登記)

第十六条 基金は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限) 第十七条 基金でない者は、鉛害賠償基金という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第十八条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、基金について準用する。

第二節 役員及び職員

(役員)

第十九条 基金に、役員として、理事長一人、理事二人以内及び監事一人を置く。

(役員の職務及び権限)

第二十条 理事長は、基金を代表し、その業務を總理する。

2 理事は、理事長が定めるところにより、理事長を補佐して基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

2 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

2 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

3 監事は、基金の業務を監査する。

(役員の任命及び任期)

第二十二条 理事長及び監事は、通常産業大臣が任命する。

2 理事は、通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

3 役員の任期は、四年とする。

4 役員は、再任されることができること。

(役員の欠格条項)

第二十三条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(役員の兼任禁止)

第二十四条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(役員の兼職禁止)

第二十五条 役員は、営利と利益が相反する事項については、理事長は、代理権を有しない。この場合は、監事が基金を代表する。

(代理権の制限)

第二十六条 基金と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代理権を有しない。この場合は、監事が基金を代表する。

(代理人の選任)

第二十七条 理事長は、理事又は基金の職員のうちから、基金の従事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(役員の解任)

第二十八条 通商産業大臣は、理事長又は監事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

(役員の解任)

第二十九条 通商産業大臣は、理事長又は監事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

(役員等の地位)

第三十条 基金の役員及び職員は、監事の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

と認めるとき、又は理事長若しくは監事に職務上の義務違反その他理事長若しくは監事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

2 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

2 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

3 監事は、基金の業務を監査する。

(業務の範囲)

第三十一条 基金は、第十二条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

2 鉛害の賠償のための担保の管理

3 前二号の業務に關連して必要な鉛害復旧事業團の業務の調整

4 前各号の業務に附帯する業務

(業務の委託)

第三十二条 基金は、通商産業大臣の認可を受けて、鉛害復旧事業團、石炭鉛害合理化事業團又は金融機関に対し、前項第一号又は第二号に掲げる業務(これらの業務に附帯するものを含む)の一部を委託することができる。

2 前項の規定による通商産業大臣の認可があつた場合においては、同項に規定する者は、他の法律の規定にかかるわらず、當該認可に係る業務を受託することができる。

3 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関の役員又は職員であつて當該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用について、法令により公務に從事する職員とみなす。

(業務方法書)

第三十三条 基金は、業務開始の際、業務方法書を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第三十四条 基金の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日に終まる。

(予算等の認可)

第三十五条 基金は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、當該事業年度の開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第三十六条 基金は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という)を作成し、當該事業年度の終了後三

第二節 業務

(業務の範囲)

第三十七条 基金は、第十二条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

2 鉛害の賠償のための担保の管理

3 前二号の業務に關連して必要な鉛害復旧事業團の業務の調整

4 前各号の業務に附帯する業務

(貸付金の償還請求)

第三十八条 基金は、第三十二条第二号に規定する資金の貸付けを行なった場合において、當該貸付けを受けた者が次の各号の一に該当するときは、その者に対し、いつでも貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。

2 正当な理由がなくて貸付金の償還を怠つた場合

3 正当な理由がなくて貸付金の償還を怠つた場合

4 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用した場合

5 正当な理由がなくて貸付金の償還を怠つた場合

6 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用した場合

7 正当な理由がなくて貸付金の償還を怠つた場合

8 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用した場合

9 正当な理由がなくて貸付金の償還を怠つた場合

10 正当な理由がなくて貸付金の償還を怠つた場合

11 正当な理由がなくて貸付金の償還を怠つた場合

12 正当な理由がなくて貸付金の償還を怠つた場合

13 正当な理由がなくて貸付金の償還を怠つた場合

14 正当な理由がなくて貸付金の償還を怠つた場合

15 正当な理由がなくて貸付金の償還を怠つた場合

16 正当な理由がなくて貸付金の償還を怠つた場合

17 正当な理由がなくて貸付金の償還を怠つた場合

18 正当な理由がなくて貸付金の償還を怠つた場合

19 正当な理由がなくて貸付金の償還を怠つた場合

20 正当な理由がなくて貸付金の償還を怠つた場合

21 正当な理由がなくて貸付金の償還を怠つた場合

22 正当な理由がなくて貸付金の償還を怠つた場合

23 正当な理由がなくて貸付金の償還を怠つた場合

24 正当な理由がなくて貸付金の償還を怠つた場合

第三十九条 基金は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、當該事業年度の開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第四十条 基金は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という)を作成し、當該事業年度の終了後三

月以内に通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 基金は、前項の規定により財務諸表を通商産業大臣に提出すると

きは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書

並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添附しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十七条 基金は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前年度から繰り越した損失を、前年度から繰り越した損失その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 基金は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金及び鉱害賠償基金債券)
第三十八条 基金は、通商産業大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は鉱害賠償基金債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 基金は、通商産業大臣の認可を受けて、債券の発行、償還、利子の支払その他の債券に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

5 商法(明治三十二年法律第四十一条八号)第三百九条から第三百十一条まで(受託会社の権限及び義務の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。)

6 第一項、第四項及び前項に規定するもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十九条 基金は、積み立てられた鉱害賠償積立金の残額と附則第十条第一項の規定により取りもどした金銭及び国債並びに同条第二項又は第三項の規定により納付された金銭及び国債の残額との合計額に通商産業省令で定める率を乗じて得た金額以上の額の金銭を準備金として資金運用部に預託しておかなければならぬ。

2 前項の規定により預託している

金銭に対し基金が有する権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、押さえられることのない場合(以下「差押え」という。)による差押えの場合は、この限りでない。

(余裕金の運用)

第四十条 基金は、次の方針による

第一項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身

三 銀行への預金又は郵便貯金四 信託会社又は信託業務を行なう銀行への金銭信託

第五十一条 基金は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準

第五十二条 基金は、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

第五十三条 基金は、次の

うとするときも、同様とする。

(大蔵大臣との協議)

第五十四条 通商産業大臣は、次の

うとするときも、同様とする。

(通商産業省令への委任)

第五十五条 通商産業大臣は、次の

うとするときも、同様とする。

(監督)

第五十六条 通商産業省令で定める。

第五節 監督

第五十三条 基金は、通商産業大臣が監督する。

2 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対し、その業務に関する監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)
第四十四条 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金若しくは第三十二条第一項の規定により業務の委託を受けた者(以下「受託者」という。)に対し、その業務に関する報告及び検査をさせ、又はその職員に基金若しくは受託者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、職員は、三万円以下の罰金に処する。

(報告及び検査)

第四十五条 通商産業局長は、第四条第四項若しくは第五項若しくは第六条第一項から第三項まで又は附則第十条第三項に規定する算定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為を行なうため必要があると認めるときは、鉱業権者若しくは租鉱権者若しくは鉱業権者若しくは租鉱権者であった者に対し、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に基金若しくは受託者に對しては、当該委託業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身

分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六節 補則

2 通商産業局長は、第四条第四項若しくは第五項又は第六条第一項から第三項までに規定する算定を行なうため必要があると認めるときは、土地若しくは建物その他の物件の所有者若しくは占有者又は被害者に対し、必要な報告をさせることができる。

3 第四十四条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による立入検査に準用する。

4 第四十七条 鉱業法第百七十七条から第百七十七条まで(聴聞手続等)の規定は、この法律又はこれに基づく命令の規定による通商産業局長の処分についての審査請求に、同法第百八十一条(審査請求と訴訟との関係)の規定は、これらの処分の取消しの訴えに準用する。

5 第四十八条 第九条第二項の規定によると命令に違反して事業を停止しなかつた者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第六十九条 第四十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為を行なうため必要があると認めるときは、基金又は受託者の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第五十条 第四十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為を行なうため必要があると認めるときは、基金又は受託者の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第五十一条 第四十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為を行なうため必要があると認めるときは、基金又は受託者の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

(所得税法の一部改正)

第十六条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「鉱害復旧事業團」の下に、「鉱害賠償基金」を加える。

(法人税法の一部改正)

第十七条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「海外経済協力基金」の下に、「鉱害賠償基金」を加える。

(地方税法の一部改正)

第十八条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第二号中「海外経済協力基金」の下に、「鉱害賠償基金」を加える。

理由

石炭鉱業及び亜炭鉱業による鉱害の賠償を担保し、及び促進するため、鉱害の賠償のための担保の供託の制度に代えて、新たに鉱害賠償積立金の積立て等の制度を設けるとともに、鉱害賠償基金を設立して、これに鉱害を行なわせる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案
臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律

臨時石炭鉱害復旧法(昭和二十七年法律第二百九十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の二 鉱害が生じている土地の本來有していた効用を回復する

第二条の次に次の二条を加える。

(復旧工事の特例)

第二条の二 鉱害が生じている土地の本來有していた効用を回復する

ことが著しく困難又は不適当と認められる場合において、これに代えて当該効用以外の効用を有する

土地の属する地目の土地として通常

常有すべき効用を具備するように

当該土地について施行する工事で

あつて政令で定めるもの及びこれ

に附帯する工事は、この法律の適用

については、復旧工事とみなす。

第四十八条第二項中「次条第三項」を「第四十九条第三項」に改め、同条

の次に次の二条を加える。

第四十八条の二 通商産業大臣は、

鉱業権者は又は租鉱権者がその鉱区

又は租鉱区に係る事業を廃止した

場合において、当該鉱区又は租鉱

区に係る鉱害が生じている地域

の全部又は一部につき、その鉱害を急速に復旧することが特に必要であると認めるときは、その地域

を鉱害の復旧を促進すべき地域と

して指定することができる。

第二条 通商産業大臣は、前項の規定による地域の指定をしたときは、こ

れに鉱害の賠償のための担保の管理

及びその賠償に必要な資金の貸付け

等の業務を行なわせる必要がある。

これが、この法律案を提出する理由である。

第五条の規定による申請があつたときは、その申請を考慮して前条第一項の規定による地区として選定すべき旨を申し出ることができる。

4 事業団は、前項の規定による申出があつたときは、その申請を考慮して前条第一項の規定による地区の選定を行なわなければならない。

5 事業団は、第三項の規定による申出があつた場合において、その申出に係る地域を前条第一項の復旧工事に着手すべき地区として選定しないこととしたときは、滞延なく、理由書を添附して、その旨を通商産業大臣に届け出なければならぬ。

6 第一号から第三号まで及び前一号を第七号とし、第五号の次に次の二号を下り、「一万」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 第一号から第三号まで及び前一号の規定にかかるわざ、鉱害が生じている土地の本來有している効用以外の効用を有する土地の属する地目の土地として通常有すべき効用を具備するようにならぬ。

第五十六条第四項中「目的とするものであるとき」の下に「(第六項に規定するときを除く。)」を加え、同条第五項中「目的とするものであるとき」の下に「(次項に規定するときを除く。)」を加え、同条に次の二項を加える。

7 第二項の規定による地域の指定をしたときは、その復旧費の額から國の補助金及び負担金、都道府県の補助金並びに第五十二条の負担金は「前項の場合において、公共施設の復旧を目的とする復旧工事に関する規定により見込納付金額又は」を「前項の場合において、公共施設の復旧を目的とする復旧工事に関する規定により見込納付金額又は」に改め、「記載しようとするとき」の下に「又は次条第一項の規

定により納付金を納付すべき者が存するものとしたとき」を加える。

第五十三条の二第一項中「賠償義務者又は」を「賠償義務者若しくは」に、「納付金又は」を「納付金若しくは」に、「全部又は」を「全部若しくは」に改め、「要しなくなつたとき」の下に「又は家屋等の復旧を目的とする復旧工事に關し賠償義務者が存しなくなつているとき」を加える。

第五十四条第一項中「賠償法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第百九十五条又は鉱業法施行法(昭和二十五年法律第二百九十号)第三十一条第二項若しくは第三項の規定により鉱害を復旧することに

ついての同意書(その同意を得る

こと)

べき者(以下「賠償義務者」とい

う。)の当該鉱害を復旧することに

ついての同意書(その同意を得る

こと)

ことができる。

第五十五条第一項中「賠償法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第百九十五条又は鉱業法施行法(昭和二十五年法律第二百九十号)第三十一条第一項中「賠償法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第百九十五条又は鉱業法施行法(昭和二十五年法律第二百九十号)第三十一条第一項若しくは第三項の規定により鉱害を復旧することに

ついての同意書(その同意を得る

こと)

べき者(以下「賠償義務者」とい

う。)の当該鉱害を復旧することに

ついての同意書(その同意を得る

こと)

ることができる。

第五十二条に次の二条を加える。

六 第二項の実施計画が鉱害が生じている土地の本來有していた効用を具備するようにならぬ。

七 第二項の実施計画には、その鉱害に係る被害者の同意書を添附しなければならない。

理中

石炭鉱業に関する施策の進展に伴い、指定会社の利益金の処分の制限、その事業計画及び資金計画の改善の勧告等石炭鉱業の経理の適正化を図るための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部

○福田国務大臣 石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

時措置に関する法律の有効期間を昭和四十二年三月三十一日まで延長するとともに、同法の適用対象から除外される小型ボイラーの範囲を拡大する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

案理由及び要旨を御説明申し上げます。
石炭鉱業の不況の実情に対処して、
政府におきましては、従来から施策の
充実につとめてきたところであります
が、昨年末、石炭鉱業調査団の答申に
基づき、石炭対策大綱を閣議において
決定し、今後の石炭対策の基本方向を
確立した次第であります。

その第四点は、電力用炭を中心とする石炭需要の確保と炭価の安定をはかるため、従来の標準炭価制度にかえて基準炭価制度を設け、政府は毎年、石炭業審議会の意見を聞いて、石炭の販売価格の基準額を定めるとともに、従来の勧告と指示のほかに、基準炭価によるべきことを勧告することができることとしたことあります。

めの銘柄整理、輸送の共同化、配船調整、流通合理化設備の管理運営等の事業を行なう、一部政府出資の株式会社であります。

**重油ボイラーの設置の制限等に
関する臨時措置に関する法律の
一部を改正する法律**

する臨時措置に関する法律（昭和三十年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「五十平方メートル」を「百平方メートル（事務所、店舗、興行場、住居その他の通商産業省令で定める用途に供する建築物の暖房又は飲食物の調理の用に主として供するボイラーサーにあつては、五十平方メートル」に改める。

附則第二項中「昭和三十八年十月三十一日」を「昭和四十一年三月三十一日」に改める。

一 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に
対する罰則の適用については、な
お従前の例による。

卷之三

最近の経済事情にかんがみ、重油ボイラーの設置の制限等に関する臨

時措置に関する法律の有効期間を昭和四十二年三月三十一日まで延長するとともに、同法の適用対象から除外される小型ボイラの範囲を拡大する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○福田国務大臣 石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

石炭鉱山保安臨時措置法は、転換期における石炭鉱業の保安対策として、保安を確保することの困難な石炭鉱山における鉱業の廃止を円滑に行なわせること等を目的として、昭和三十六年十二月二十五日から昭和三十八年十二月二十四日までの限時法として制定され、自後、保安確保上著しい効果をあげてまいりました。しかし、その後、石炭鉱業にかかる経済情勢が著しく変化し、これに伴つて、現行法の有効期限後に当たる昭和三十九年におきましても、保安上すみやかに鉱業を廃止させることを必要とする事態に至る石炭鉱山が、なお少なからず発生するおそれが出てまいりましたので、このたび本法の有効期限を昭和三十九年十二月二十四日まで一年間延長して、以上のような事態に至る石炭鉱山における鉱業の廃止を円滑に行なわせる等の措置を講じて、保安の確保に万全を期すこととした次第であります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことを切望する次第であります。

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提

案理由及び要旨を御説明申し上げます。

石炭鉱業の不況の実情に對処して、政府におきましては、從来から施策の充実につとめてきたところであります。が、昨年末、石炭鉱業調査団の答申に基づき、石炭対策大綱を開議において決定し、今後の石炭対策の基本方向を確立した次第であります。

石炭鉱業の自立と安定をはかるためには、需要の確保をはじめとし、近代化、合理化による生産体制の確立、資金の確保、雇用の安定等の諸対策を総合的に講ずることが必要であります。が、これらの対策を一そく推進するための立法措置として、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正を提案した次第であります。

この法律案の内容の第一点は、法律の目的を拡大し、単に石炭鉱業の合理化のみならず、その安定をもはかるべきことに改め、これに伴い、石炭鉱業審議会は石炭鉱業の合理化に關する重要事項のみならず、その安定に關する重要事項をも調査審議するものとしたことであります。

その第二点は、石炭鉱業の開発増強及び合理化整備の緊要性にかんがみ、石炭鉱業合理化実施計画の一部として整備計画を定めることとし、これに伴い、石炭鉱業の再就職計画を定めることとしたことであります。

その第三点は、石炭鉱業における請負夫の使用は限定的に認めることとし、一定の坑内作業について請負夫の使用を事前承認にからしめる」ととしたことであります。

その第四点は、電力用炭を中心とした石炭需要の確保と炭価の安定をはかるため、従来の標準炭価制度にかえて基準炭価制度を設け、政府は毎年、石炭鉱業審議会の意見を聞いて、石炭の販賣価格の基準額を定めるとともに、従来の勧告と指示のほかに、基準炭価によるべきことを勧告することができることとしたことあります。

その第五点は、石炭鉱区の調整を、従来のより未開発炭田の指定地域に限らず、広く一般的に行ない得ることとしたことあります。以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださるようお願い申し上げます。

電力用炭代金精算株式会社法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

石炭価格の安定と需要の確保は、石炭鉱業の自立と安定をはかるための諸施策の前提となるものであります。政府はこのために電力、鉄鋼等大口需要素業界に対し、石炭の長期引取の増量をかねがね要請いたしております。また一方石炭の流通合理化の推進をはかつておりますが、その推進母体の実現が望まれておりました。そこで、石炭の長期引取契約の履行を促進し、また引取炭価の安定的維持に資するとともに、流通合理化の推進のための立法措置として電力用炭代金精算株式会社法案を提案した次第であります。

この法律案の内容の第一点は、電力用炭代金精算株式会社の組織及び事業等についてであります。この会社は、

この法律案の内容の第二点は、電力用炭代金の受け渡しの規制についてであります。電気事業者及び石炭の販売業者は、電力用炭の代金の受け渡しをしようとすることは、電力用炭代金精算株式会社を経由して行なわなければならぬことといたしました。以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださるようお願い申し上げます。

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

最近における石炭鉱業の整備の進展に伴い、事態の変化に即応した有効適確な鉱害対策を求める地域社会の声が高まっていることは、御高承のことおりであります。

特に、炭鉱閉山後において発生する鉱害の処理及び石炭鉱業の資金事情の悪化による賠償遅延によって、現地の生活不安は深刻なものとなつてゐるのであります。この際、鉱害賠償資金の確保をばかり、鉱害処理を確実に、しかも円滑に行なわせるための対策を講ずることがぜひとも必要であると考えられるのであります。

この法律は、このような現状認識に立ちまして、十分な鉱害賠償のための担保をあらかじめ積み立てさせ、賠償担保制度を充実させることとに、その見返りに、担保として積み立てられた資金に政府資金を加えたものを財源として長期低利の借入金融資を行な

百七十四条第一項ただし書及び第二項の規定にかかるわらず、政令で定める金額をこえない範囲内において、通商産業省令で定めるところにより、事業団により採掘権の買取をされた産炭地域内にある石炭鉱山における鉱業を営んでいた者が産炭地域内に事業場を有する中小企業者に対し負担する資材その他政令で定める物品の代金の支払債務(以下「代金支払債務」という。)のうち当該石炭鉱山における鉱業に係るものであつて当該買収の日までに弁済期の到来しているものを、当該鉱業を営んでいた者に代わって弁済するものとする。

2 事業団は、前項の規定により当該石炭鉱山における鉱業に係る代金支払債務の全部の弁済を行なつた場合において、当該弁済に係る金額が同項の政令で定める金額に満たないときは、民法第四百七十四条第一項ただし書及び第二項の規定にかかるわらず、当該満たない金額をこえない範囲内において、通商産業省令で定めるところにより、石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第二百五十六号)第三十三条に規定する賃金の支払の債務を、当該鉱業を営んでいた者に代わって弁済するものとする。

第四条 事業団は、民法第四百七十四条第一項ただし書及び第二項の規定にかかるわらず、政令で定める金額をこえない範囲内において、通商産業省令で定めるところにより、石炭鉱山整理促進交付金(石炭鉱業合理化臨時措置法第二十五

条に規定する石炭鉱山整理促進交付金をいう。以下同じ。)の交付の決定を受けた産炭地域内にある石炭鉱山における鉱業を営んでいた者(以下この条において「廃止事業者」という。)が産炭地域内に事業場を有する中小企業者に対し負担する他の政令で定める物品の代金の支

払債務(以下「代金支払債務」という。)のうち当該石炭鉱山における鉱業に係るものであつて当該石炭鉱山整理促進交付金の交付の決定のあつた日までに弁済期の到来しているものを、当該石炭鉱山における鉱業に係るものであつて当該石炭鉱山整理促進交付金の交付の決定のあつた日までに弁済期の到来しているものを、当該廃止事業者に代わって弁済するものとする。

2 事業団は、前項の規定により当該石炭鉱山における鉱業に係る代金支払債務の全部の弁済を行なつた場合において、当該弁済に係る金額が同項の政令で定める金額に満たないときは、当該石炭鉱山における鉱業に係る石炭鉱業合理化臨時措置法第三十五条の三第一項各号に掲げる債務の合計額が当該石炭鉱山における鉱業に係る石炭鉱山整理促進交付金の額に同法同項の政令で定める割合を乗じて得た金額をこえる場合に限り、民法第四百七十四条第一項ただし書及び第二項の規定にかかるわらず、当該満たない金額をこえない範囲内において、通商産業省令で定めるところにより、当該事業者に代わって弁済するものとする。

第五条 事業団は、民法第四百七十四条第一項ただし書及び第二項の規定にかかるわらず、政令で定める金額をこえない範囲内において、通商産業省令で定めるところにより、当該満たない金額をこえない範囲内において、通商産業省令で定めるところにより、当該満たない金額に相当する部分の債務を、当該廃止事業者に代わって弁済するものとする。

第六条 事業団は、石炭鉱業合理化臨時措置法第二十五条第一項に規定する業務のほか、次の各号に掲げる業務を行なう。
(事業団の業務)
一 産炭地域内に事業場を有する中小企業者であつて、石炭鉱業の不況により当該産炭地域内にある石炭鉱山における鉱業を営む者に対する当該鉱業に係る売掛金の回収が著しく困難であることによる事業資金の不足のため、事業の健全な経営に支障をきたしている者である旨の市町村長の認定を受けたもの

通商産業省令で定めるところにより、石炭鉱山整理交付金(石炭鉱山整理交付金(石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十六年法律第二百九十四号)第八条に規定する石炭鉱山整理交付金をいう。以下同じ。)の交付の決定を受けた

一 第三条から前条までの規定による代金支払債務等の弁済の業務
二 前号の業務に附帯する業務

二 産炭地域内に事業場を有する中小企業者であつて、石炭鉱業の不況により当該産炭地域内にある石炭鉱山における鉱業を営む者に対する当該鉱業に係る売掛金の回収が著しく困難であることによる事業資金の不足のため、事業の健全な経営に支障をきたしている者である旨の市町

村長の認定を受けたもの

(中止 小企業信用保険法の特例)
第八条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条第一項の保険関係であつて、産炭地域関係保証(前条各号に掲げる中小企業者の当該各号に規定する理由により必要とする事業資金に係る同法第三条第一項に規定する債務の保証をいう。以下この条において同じ。)を受けた前条各号に掲げる中小企業者に係るもの

二 産炭地域内に事業場を有する中小企業者であつて、石炭鉱業の不況により当該産炭地域内にある石炭鉱山における鉱業を営む者に対する当該鉱業に係る売掛金の回収が著しく困難であることによる事業資金の不足のため、事業の健全な経営に支障をきたしている者である旨の市町

三 第二号の規定の適用については、同法第二百五条第一項に規定する業務とみなす。
四 石炭鉱業合理化臨時措置法第五十二条第二項、第五十三条並びに第八十九条第四号及び第五号の規定は、第一項各号に掲げる業務について準用する。

二 産炭地域内に事業場を有する中小企業者であつて、石炭鉱業の不況により当該産炭地域内にある石炭鉱山における鉱業を営む者に対する当該鉱業に係る売掛金の回収が著しく困難であることによる事業資金の不足のため、事業の健全な経営に支障をきたしている者である旨の市町

三 第二号の規定の適用については、同法第二百五条第一項に規定する業務とみなす。
四 石炭鉱業合理化臨時措置法第五十二条第二項、第五十三条並びに第八十九条第四号及び第五号の規定は、第一項各号に掲げる業務について準用する。

二 産炭地域内に事業場を有する中小企業者であつて、石炭鉱業の不況により当該産炭地域内にある石炭鉱山における鉱業を営む者に対する当該鉱業に係る売掛金の回収が著しく困難であることによる事業資金の不足のため、事業の健全な経営に支障をきたしている者である旨の市町

二 産炭地域内に事業場を有する中小企業者の当該各号に規定する理由により必要とする事業資金が十分かつ容易に確保されるようになりますため、当該中小企業者に対してその貸付けについての条件の緩和及び手続の簡素化が図られるよう努めなければならない。

二 産炭地域内に事業場を有する中小企業者であつて、その者の行なう事業場の移転又は事業の転換が、石炭鉱業の不況によりたためになされるものである旨の市町村長の認定を受けたもの

保険額の合計額とその他の保険関係の保険額の合計額とがそれぞれ」と、同法同条第五項中「債務の保証をしたときは」とあるのは「債務の保証をしたときは、産炭地域関係保証及びその他の保証」とに」と、同法同条第六項中「当該保証をした」とあるのは「産炭地域関係保証及びその他の保証」とに、それぞれ當該保証をした」と、同法同条第七項中「債務の保証をした場合において」とあるのは「債務の保証をした場合において、産炭地域関係保証及びその他他の保証ごとに」とする。

中小企業信用保険法第三条第一項の保険関係であつて、産炭地域関係保証に係るものについての同法同条第二項及び同法第五条の規定の適用については、これらの規定中「百分の七十」とあるのは、「百分の九十」とする。

中小企業信用保険法第三条第一項の保険関係であつて、産炭地域関係保証に係るものについての保険料の額は、同法第四条の規定にかかるらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

(廃業手当)

（雇用奨励金及び 労働者住宅確保奨励金の支給）

(雇用奨励金の支給)

第十条 雇用促進事業団は、雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第百六号)第十九条に規定する業務のほか、当該業務の遂行のみによつては、前条に規定する市町村長の認定を受けた中小企業者であつた者及び離職した産炭地域内に事業場を有する中小企業者に雇用されていた従業員であつて政令で定めるもの(以下「廃止中小企業者等」という。)の就職の促進に関する措置がなお不十分であると認められる現状に対処するため、次の各号に掲げる業務を行なう。

一 公共職業安定所の紹介により廃止中小企業者等を雇い入れる事業主に対して雇用奨励金を支給すること。

二 公共職業安定所の紹介により廃止中小企業者等を雇い入れる事業主又はその団体に対して労働者住宅確保奨励金を支給する事業者に対して雇用奨励金を支給すること。

三 前各号の業務に附帯する業務を行なうこと。

2 国は、予算の範囲内において、雇用促進事業団に対し、前項各号に掲げる業務に要する費用に相当する金額を交付することができる。

3 履用促進事業団法第二十二条第二項及び第二十四条第三項の規定は、第一項各号に掲げる業務については、適用しない。

4 第一項各号に掲げる業務は、雇用促進事業団法第四十条第三号の規定の適用については、同法第十

5 雇用促進事業団法第二十条、第九条に規定する業務とみなす。

5 雇用促進事業団法第二十条、第三十二条第一項、第三十七条第一項及び第三項（同法第二十条第一項及び第三項に係る部分に限る。）及び第四十四条第五号の規定は、第一項各号に掲げる業務について準用する。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。
（廢止）

2 この法律は、昭和四十六年三月三十一日までに廢止するものとする。

理由

産炭地域内に事業場を有する中小企業者で石炭鉱業の不況によりその事業を經營することが著しく困難となつたもの等に対し、代金支払債務の代位弁済その他特別の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約十三億九千万円の見込みである。

多賀谷議員 産炭地域の中、小企業者に対する特別措置法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

御承知のとおり、石炭鉱業の不況によりまして、産炭地域内に事業場を持つている中小企業者は、購買力は減退し、土地、店舗の担保価値は低下した、事業の経営は著しく困難を來た

し、閉店、倒産も相次いでいる実情であります。終閉山する炭鉱の石炭業者及びその労働者に対しましては、不十分とはいへ、一応終閉山対策が講ぜられているところであります。これらの中小企業者とその労働者につきましては、不十分とはいへ、一応終閉山対策が講ぜられていないのであります。

政府の調査によりましても、産炭地域における中小企業者の炭鉱への完結金は百二十億円にのぼるといわれ、そのうち約二割は取り立て不能といふ深刻な状態に置かれております。政府の合理化計画では、今後炭鉱の整備はさう急激に行なわれようとしておりますので、関連中小企業者の受ける犠牲はさらに大きくなることは必至であります。したがつて、炭鉱合理化のしわ寄せを直接受けるこうした中小企業者並びにその事業場に働く労働者に對し特別の考慮を払うこととは、國のなすべき当然の責務であると思うのであります。ここに本法案を提出した次第であります。

以下、簡単に本法案の内容について御説明申し上げます。

第一に、石炭鉱業合理化事業団は、採掘権を買収した石炭業者及び廃止事業者が産炭地域内に事業場を有する中小企業者に對して負担している代金支払い債務については、整理交付金の別ワクを設け、代位弁済をすることといたしました。

第二に、国は、産炭地域の中小企業者が石炭不況によつて移転または事業の転換をする場合、及び石炭鉱業にかかる売り掛け金の回収が困難なたため、事業経営に支障を来たしている場合、これらの中小企業者に對して国民

金融公庫、中小企業金融公庫の貸し付ける資金ワクの増大、貸し付け条件の緩和及び手続の簡素化をはかるよう努力することといたしました。

第三に、産炭地域の中小企業者に対する資金の融通の円滑化をはかるため、中小企業信用保険法の特例を設け、産炭地域関係保険については、一般の保証の付保限度額と同額の付保限度額を別ワクで設けるほか、保険金額のてん補率を百分の九十に引き上げ、また保険料を引き下げる措置を講ずることといたしました。

第四に、国は、石炭鉱業の不況によってその事業を廃止した者に対し、廃業手当を支給することといたしました。

第五に、雇用促進事業団は、廃止中小企業者及びその労働者を雇い入れる事業主に対し、雇用奨励金及び労働者住宅確保奨励金を支給することといたしました。以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださるようお願い申し上げます。

○上林山委員長 これにて、提案理由の説明は終わりました。

ただいま提案理由の説明を聴取いたしました各法律案に対する質疑は、後日に譲ることといたします。

長が現地に調査に参りましたし、また、昨晩までの電話連絡等を取りまとめて御報告申し上げます。

この所在地は山口県の小野田市でございますが、坑口付近を除きまして、すべてが海底炭鉱になつておるわけでございます。発生の日時は、去る五月七日の九時十分ごろでございまして、直接出水の原因になりました発生個所は、中央幹線の一鉤左一坑道の右七片の小払というところでござります。ただいままでに罹災いたしました者は、十五名でござります。この炭鉱の出炭百名、中小炭鉱では右翼に属する炭鉱かと存じます。

まず、災害の概況について申し上げます。災害を発生しました左一坑道の右七片に設けられております、小払と称しておりますが、これは小払が約二十一メートルの小さな払でござります。五月の五日より採炭を開始いたしました、災害当日の七日までにわずか二メートル、二ワク程度の払の進行ができた程度でござります。この払の状況でございますが、災害前日の五月六日の一番方で払に重圧がきました。で採炭をいたしました石炭を落とします、いわゆるショートと申しておりますが、ナンバー九立坑でござります。この立坑の下付近が約二メートル程度

三立方程度の水が出てまいりまして、その後も重圧が続く状態でございまして、この三番方の二十二時三十分ごろ、夜中でございますが、採炭の続行が不可能な状態に立ち至つたと認められまして、三番方の担当係員より白神と申します採炭課長に状況を報告いた

しまして、課長は零時三十分ごろ、七日の零時三十分ごろでございますが、この小払は、田島保安管理者、これは鉱務部長でござりますが、これに状況を調査しまして、いろいろ連絡し合つた結果、保安管理者の指示によりまして、採炭を中止し撤収するということにしたわけでございます。災害の発生個所でございますとの小払は、わずか二メートル程度の払進行をやつたために、撤収を開始する。こういう状況につけたわけでございます。三番方では、この小払内の機材の撤収と、ゲート坑道にコボー木積みを行なつてこの方の作業を終了したわけでござります。このコボー木積みと申しますのは、普通のいわゆる空木積みにすぎません。災害を立派にございましたとして、これをゲート坑道に積み上げまして、それがガード坑道にござります。この八片、九片方面でござりますが、採炭、掘進、運搬等に五十四名、これは右八片、九片方面でござりますが、採炭した者、また掘進した者合わせまして八十名の労働者が一鉤関係に就業しておつたわけでございます。この八十名のうちにも罹災者が十五名と、避難しました者が六十名、ほかに係員が三名おるわけでござります。この右七片内部の担当係員であります平田係員より、小払のゲート関係の撤収作業にありつけられました七名、これは責任者を困満と申しますけれども、これは七時に入坑いたしまして、第二水平坑道で——このうちの責任者の困満は、八時ごろ前日の三番方の小坂係員に会つて作業の引き継ぎを受けおりまして、作業の詳細につきましては平田といふ係員に聞いてもらうようにといふ引き継ぎを受けまして、八時十分ごろまで坑内詰め所で、三番方の平田係員と前日の状況を話し合いまして現場に行つたわけでござります。それから若干離れた個所でござりますが、右五片の撤収に四名、これは罹災をいたしております。これから小払ゲート関係の撤収に入代番をするということになりまして、この小払の片のエンジン撤収作業に二名、これは罹災をいたしております。

次に、災害当日の状況でござりますが、災害当日は、一番方の小払担当の新藤といふ係員が欠勤をいたしましたために、同地域の他の撤収作業個所を担当しておりました平田といふ係員が、災害当日は、一一番方の小払担当の新藤といふ係員が欠勤をいたしましたために、同地域の他の撤収作業個所を担当しております。この右七片内部の担当係員であります平田係員より、小払のゲート関係の撤収作業にありつけられました七名、これは責任者を困満と申しますけれども、これは七時に入坑いたしまして、第二水平坑道で——このうちの責任者の困満は、八時ごろ前日の三番方の小坂係員に会つて作業の引き継ぎを受けおりまして、作業の詳細につきましては平田といふ係員に聞いてもらうようにといふ引き継ぎを受けまして、八時十分ごろまで坑内詰め所で、三番方の平田係員と前日の状況を話し合いまして現場に行つたわけでござります。それから若干離れた個所でござりますが、右五片の撤収に四名、これは罹災をいたしております。これから小払ゲート関係の撤収に入代番をするということになりまして、この小払の片のエンジン撤収作業に二名、これは罹災をいたしております。

次に、災害当日の状況でござりますが、災害当日は、一一番方の小払担当の新藤といふ係員が欠勤をいたしましたために、同地域の他の撤収作業個所を担当しております。この右七片内部の担当係員であります平田係員より、小払のゲート関係の撤収作業にありつけられました七名、これは責任者を困満と申しますけれども、これは七時に入坑いたしまして、第二水平坑道で——このうちの責任者の困満は、八時ごろ前日の三番方の小坂係員に会つて作業の引き継ぎを受けおりまして、作業の詳細につきましては平田といふ係員に聞いてもらうようにといふ引き継ぎを受けまして、八時十分ごろまで坑内詰め所で、三番方の平田係員と前日の状況を話し合いまして現場に行つたわけでござります。それから若干離れた個所でござりますが、右五片の撤収に四名、これは罹災をいたしております。これから小払ゲート関係の撤収に入代番をするということになりまして、この小払の片のエンジン撤収作業に二名、これは罹災をいたしております。

次に、災害当日の状況でござりますが、災害当日は、一一番方の小払担当の新藤といふ係員が欠勤をいたしましたために、同地域の他の撤収作業個所を担当しております。この右七片内部の担当係員であります平田係員より、小払のゲート関係の撤収作業にありつけられました七名、これは責任者を困満と申しますけれども、これは七時に入坑いたしまして、第二水平坑道で——このうちの責任者の困満は、八時ごろ前日の三番方の小坂係員に会つて作業の引き継ぎを受けおりまして、作業の詳細につきましては平田といふ係員に聞いてもらうようにといふ引き継ぎを受けまして、八時十分ごろまで坑内詰め所で、三番方の平田係員と前日の状況を話し合いまして現場に行つたわけでござります。それから若干離れた個所でござりますが、右五片の撤収に四名、これは罹災をいたしております。これから小払ゲート関係の撤収に入代番をするということになりまして、この小払の片のエンジン撤収作業に二名、これは罹災をいたしております。

次に、災害当日の状況でござりますが、災害当日は、一一番方の小払担当の新藤といふ係員が欠勤をいたしましたために、同地域の他の撤収作業個所を担当しております。この右七片内部の担当係員であります平田係員より、小払のゲート関係の撤収作業にありつけられました七名、これは責任者を困満と申しますけれども、これは七時に入坑いたしまして、第二水平坑道で——このうちの責任者の困満は、八時ごろ前日の三番方の小坂係員に会つて作業の引き継ぎを受けおりまして、作業の詳細につきましては平田といふ係員に聞いてもらうようにといふ引き継ぎを受けまして、八時十分ごろまで坑内詰め所で、三番方の平田係員と前日の状況を話し合いまして現場に行つたわけでござります。それから若干離れた個所でござりますが、右五片の撤収に四名、これは罹災をいたしております。これから小払ゲート関係の撤収に入代番をするということになりまして、この小払の片のエンジン撤収作業に二名、これは罹災をいたしております。

その他から海水とのつながりはないと思
目下のところ判断いたしております。
上部現場にござります含水層からの水
の流出であると、かように考えるわけ
でございます。ただ今後の取りあけ状
況でございますが、現在ます排水に主
力を置きまして、一卽方面から災害個
所に通じます左一坑道を取りあけます
ともに、もう一方の左七片という方面的
二カ所から防水ダムを取りあけまし
て、排水並びに取りあけを進めておる
わけでございますが、現在までに百三
十四メートル程度の取りあけ状況でござ
いまして、罹災者のところに到達し
ます坑道の総延長が千メートルでござ
いますので、一三〇%程度の取りあけ状
況でございます。現在非常に困難をき
めておりますのは、だんだん坑道の
風化が大きくなつてしまいまして、坑
道の崩落があるということ、水には
炭酸ガスが含まれておりますけれど
炭酸ガスが坑道内に四、五%程度も出
てくるといふような状況で、非常に取
りあけに困難をいたしておりますけれど
ども、何とかして一日も早く罹災者の
個所まで到達すべく、目下極力作業を
進めているところでございます。

んでおります。従来せいぜい百立方
フィート程度の水がちょいちょい出て
きたといふようなことで、その程度の
水に対しても十分な処置ができるおつ
た。ところがこういう異例の天盤から
の水ということになりました、その地
質状況その他を十分に調査いたしまし
て、今後の類似災害の防止には万全を

ます含水層との関係が、逆に三紀層が薄くなつてしまひりまして、その対策が今後懸念されるというような状況下にあるわけでございまして、十分に研究いたしまして抜本的な対策を講じなければならぬ、かように考へるわけでございます。

とは関係ございませんで、従来から島保安監督部の宇部監督部を設けておましても、この支部は保安監督部と同じような体制にありまして、全面的な責任を受けているものでございまして、実質的に宇部監督部とも申していくと、うな形態をとっているわけでございまして、

はなくして、積極的にその海底下の地質条件と、いうものを把握する必要があるのではないか。具体的にいいますと、現在日本の炭鉱で、海底探掘のペルドアップの炭鉱が非常にウエートが大きくなっているわけです。高島炭鉱、端島、松島あるいは三池もそうである。

んであります。従来せいぜい百立方フィート程度の水がちょいちょい出でてきたといふようなことで、その程度の水に対しては十分な処置ができるておった。ところがこういう異例の天盤から水ということになりまして、その地質状況その他を十分に調査いたしました。今後の類似災害の防止には万全を期したい、かように考えておるわけでござります。以上をもつて御報告を終ります。

○上林山委員長 ただいまの説明について、委員長から一言要望いたしておきたいのですが、原因の点については慎重に検討を要すると思いますが、これに対する対策がその程度で十分だといろいろうに思つておられるのかどうかということが一点。

第二点は、十五名の方々はもうすでになくなられたものではないかと推察するのであります。その点の判断はどういうことになつておりますか。この二点だけをお尋ねいたしておきま

す。

○八谷政府委員 お答えいたします。この同種災害の防止につきましては、ただいま御説明いたしましたことで決して十分と思っていないわけございまして、従来宇部地方では、水を抑えまして、先に進んでいく、こういう対策をとつてきました。水抜きをするといふようなことは、袋水の場合と違いまして非常に困難性があつたといふようなことから、ダムを築き、そして退避態勢を整えるというような、ある意味では消極的な対策をとつてきました。ところが宇部地方におきましても、四紀はだんだん厚くなつて海水との遮断はでき、しかしこういうふらん宇部にあり

ます含水層との関係が、遂に三紀窪が薄くなつてしまいまして、その対策が今後懸念されるといふような状況下でござります。それから罹災者につきましては、私どもは、もうすでに八日以上たつたわけでありまして、取りあげが一日も早く罹災者の罹災現場に到達いたしまして、その行つておるところまで早く進みたいということを念願しておるわけですが、現在の状況からいつきまして、払がつぶれてきておるか、その体積でございますが、そういうもの等を考

えますと、非常に憂慮すべき事態に立ち至つておる、かように考えております。

○上林山委員長 質疑の通告がありますので、これを許します。岡田利春君。

○岡田(利)委員 ただいま報告がありました宇部の大浜炭鉱の災害について、先ほど理事会で委員派遣が決定いたしておりますから、その調査に行く予備的な質問といた形で、若干お尋ねいたしたいと思います。

まず第一点は、今度保安監督署が法律の改正で正式にできまして、その監督署から当然大浜炭鉱に、保安監督官が保安監督のために派遣をされておると思うわけです。それは大体いつの時期にこの保安監督が行なわれておるか。このことをまず第一点として伺います。

○八谷政府委員 宇部でございますの

とは関係ございませんで、從来から島保安監督部の宇部監督部を設けておまして、この支部は保安監督部と同じような体制にありまして、全面的な責任を受けているものでございまして、實質的に宇部監督部とも申していいような形態をとっているわけでございまます。課制も設けておるわけでございまして、この大浜炭鉱の從来の監督状況は、ここ半年間くらいは毎月現場に行きましたで、保安の悪い点等を指摘しておるわけでございますが、從来の監督からいたしますと、通気の問題、運搬の問題等を主として指摘しておつたようですがござります。さらに、この四月九日には監督官の立ち会いのもとに、退避訓練の総合練習をいたしておりましたのでございます。さうして、この一鉄部内の退避練習もやつておつたというような状況でございます。

○岡田(利)委員 宇部の社長の話によりますと、今度の事故は、原因として予想外のところに予想外の粘土質の砂層があつた、これが原因であつて、不可抗力かどうかの問題は別にして、このことが予知できなかつたということとが災害の原因である、こう一応実は退避訓練の総合練習をいたしておりましたと、特に海底採炭でありますから、宇部地区の場合には、かつて海底陥没の大きい事故が戦後二回あるわけですね。したがつてこういう地質の条件は、非常に大きな問題だと思うわけで、そういう筋勢をとるというだけですか。ただ退避訓練とか、あるいはまた、事故が発生した場合に退避でき得る、そういう筋勢をとるというだけですか。ただ退避訓練とか、あるいはまた、事故が発生した場合に退避でき得る、そういう筋勢をとるというだけですか。

はないとして、積極的にその海底下の地質条件と、いうものを把握する必要があるのではないか。具体的にいいますと、現在日本の炭鉱で、海底探査のペルドアップの炭鉱が非常にウエートが大きくなっているわけです。高島炭鉱、端島、松島あるいは三池もそうでしょうし、太平洋もそうでしょうし、これは前から問題になつてゐるのです。が、海底ボーリングをする必要があるのじやないか。これは合理的な採掘による保全対策の面もあると私は思うわけですが、海底ボーリングをする必要があるのかどうか。あるいはまた、そういう地質的な調査についてははどういう方法をとつておるのか。この点について、予想外といふのですから、おそらくいろいろ地質の調査については何ら見るべきものがなかつたということになるのじやないか、こう思うのですが、いかがでしょうか。

ござります。そういうこともわかつてはいたわけで災害を発生しました小払も、全体的に見ると、この重圧では耐えられないといふようなことから、わずか二ワク程度払つただけで撤収に移つたわけでござります。ただ結果論的に申しますと、従来は大きな水が出ないで、その払を一時中止しておく、あるいは水門を開じるというようなことによつて水を押さえ得た。ところが今までのようないふき出してきたといふようなことについての認識と申しますか、危機感といふようなものが、過去の経験が逆に災として、それほど深刻な水であるといふことを考えられなかつたのではないでございまして、全体の地層からいま判断してみると、この炭層の状況は、これが炭層センターを考えてみると、ボットムに近いようなところになつておるのではないかということがあつと、それから、あるいは三紀層の堆積しましたあとに、浸食されまして、その上に四紀層が積もつて、ちょうど災害現場付近だけは三紀層が非常に薄くなつていたのではないか。これを海底ボーリングから相当な距離でやつていくときに、そこまでのことが判定し得なかつた。と申しますのは、払の進行状況も、順次に払いを進めていく途中を全部やめまして、そろして相当先からまた逆に退却をしてきたといふような特殊な採炭状況をとりまして、ちょうどその退却を始めたのみないとわかりませんけれども、結果

論的にみると、一応ただいま申し上げるようなことも判断されるわけですが、いまして、この辺はよく調査をして進みたいと考えております。
○岡田(利)委員 これも、報道ですか
らはつきりしたことはわからないのであります。が、こういう海底で、しかも
そういう特別な掘採計画を立てて採
しておるにもかかわらず、災害が起き
た場合に、この炭鉱には予備ポンプが
非常に少なかつたということが指摘を
されておるよう聞いておるわけであ
ります。しかも災害が発生して、夕方
になつて三十馬力のポンプがようやく
一台始動する。翌日になつてようやく
五十馬力のポンプが据えつけられる。
しかも現在動いておるポンプは、隣の
宇部興産から応援をもらつて、それぞ
れポンプの据えつけを現在行なつてお
る。こういう報告が実はなされておる
わけです。もちろん、いま報告がありま
したように、海底陥没ではありませ
んけれども、特に海底採炭の場合に
は、そういう出水に対する対策として
予備ポンプが常備されなければならぬ
のではないか、こう私は考えるわけです
す。この点について、一体この炭鉱で
はどういう対策を立てておつたのか、
あるいは、現有のそういう不時の出水
に備える予備ポンプの態勢は一体どう
だったのか、この点をお聞きしたいと
思ふ。

が、一万七、八千トンも出るような中
小炭鉱のAクラスの山におきまして、
ちょうど一鉗部についておりましたば
ンプがとられたとはいえ、追い水する
ようなポンプが得られないで、ただい
ま御指摘のように、鉱務監督官が自動
車で借りてきて据えつけさせるといふ
ような現場の状況だったわけでござい
ます。相當な出水に對して日ごろから
注意していなければならぬにかかわら
ず、その予備ポンプの態勢もなかつた
といふことは、資金面においても、生
産第一主義で生産に必要なものを買つ
ていく態勢といふことが結果的には考
えられるわけでございまして、ここに
は保安融資も坑道關係とかポンプ関係
につきまして二千二百万円の四〇%程
度、約九百万円の保融資も行なうことに
して、一部は金も貸し付けておる
わけでございますが、大きな計画に対
してのことは十分にいろいろな支援を
しておったけれども、そういういざこ
い場合の小型ポンプの予備について
の十分な配慮が現場にもなかつたし、
また私たちも監督する者も事前にそ
ういふ問題について十分な配慮が足りず、
十分な指摘ができなかつたといふよ
うなことは、はなはだ申しわけなく存
ておる次第でございます。これにつき
ましては、隣の山から借りるといふ問
題、あるいはそういうことでなくして、
一定のポンプあるいはパイプ、ケーブ
ル等を常備するような防水組合的な方
のを検討していくと、いろいろなことを
今後検討いたしまして、たとえ中小で
もそういうことのために排水がおくわ
るといふようなことのないようにつと
めたいと考えます。

○岡田(利)委員 石炭局にお尋ねしないのですが、この炭鉱は宇都地区もある、あるいはまた日本の中小炭鉱でも概して優良炭鉱であつて、いわば翼の炭鉱である、かのように言われてゐるわけです。したがつて、その経営内容についてもそう悪くないのではないが、これら判断をしておるわけです。しかし調査團が日本のそれぞれの大手、中小炭鉱のビルドアップ鉱につきましては、大体見当をつけて一応の計画つくられておるわけです。ですからこの山のライフは一体どの程度なのですか、それと同時に、この炭鉱の經營内容といふものは大体どういう状態に今日あるのか、この点についてお尋ねしたいと思います。

で、開銀資金等も今後あつせんしようといふようなことでちよど計画中のところで、そういう意味で、今までのところは比較的経理関係も安定をしておつたのであります。新しく資金を相当投下をしてやらないと、もう生命がなくなる、ちょうどそういう状況のときにこの災害が起つた、こういふことがあります。

○岡田(利)委員　いま石炭局長、保安局長から答弁があつたのですが、特に保融資の問題については再検討する必要があるのでないかと私は思ひうわけです。といいますのは、炭鉱の作業といふのは、生産なのか保安なのか、なかなかかけじめがつかぬ面が非常に多いわけです。たとえば排水設備、通気設備についても、排水坑道、通気坑道、あるいは防爆対策その他についても、これは生産対策なのか保安対策なのか、画然と判断がつきにくい面が実はあるわけです。ですから、保安対策といふ場合には重点的にやる必要があるのではないか。たとえばガス事故についても、いわゆるガス対策についても、特にその面に力点を置く。あるいは海底であり、あるいは出水の多いところについては、排水関係についても、保安対策として重点的にやる。あるいはまた通気系統をどうしてもやらなければならぬ場合には、坑道を切らなければならぬという問題が出てまいりますから、これについてはやはり保安対策という面でやつていかなければ、この種の災害といふものはなかなか避けられないでしょうし、あるいはまた生産体制とそういう保安施設のズレが出てくるのではないかと私は思ひわけ

です。炭鉱がいま苦しい状態にあるわけなのですから、特に近代化の進行過程ですし、私はその面は特に重点的にもう一度検討を制度的にしてみる必要があるのではないか、こう思うのですが、この点についてはどういう見解ですか。

○中野政府委員　いま岡田先生の御指摘の点につきましては、非常にごもつともな御意見と考えております。いまの保安融資の今後のやり方については、もう一度、今回の大浜炭鉱等の最近の災害の状況、保安の問題等も再検討いたしまして、融資の方針をもう一回考え方直してみたいというふうに考えております。

る鉱務所といいますか、その間の災害報知、災害連絡の方法なのですが、これは新しいところでですからどういう施設があつたのか知りませんが、電話施設があつたのか、あるいはまた特別の出水報知機といいますか――たとえば上清炭鉱の災害があつた場合出水対策についてものすごく国会でも論議され、本委員会でも中央保安協議会でも、この点が取り上げられたと思うのです。したがつて、そういう施設が新しくできないのか、そういう災害現場の災害報知についてははどういう態勢にあつたのか聞きたい。

○八谷政府委員 海底炭鉱でございますし、区画採炭をやつておりますが、警報関係につきましては、坑外の事務所と坑内詰め所と、それから作業現場の要所に電話連絡、ブザー、それからメガホン等で連絡し合う、そういうふうなものがついておるわけでございます。先ほど報告しました四月九日の退

避訓練も、これらを動かしまして、何十分で出られるかといふよなことを検査し、また日ごろの習慣づけの訓練にも資したわけござります。ところが残念なことは、先ほど非常におわかりにくかつたと思ひますけれども、詳細に、罹災した者また避難した者の避難状況を申し上げたわけでござますが、その状況下におきまして、結局係員に連絡して係員から使いを走らせた、そういうことで、これではどうもブザー関係なんかも動いてないではないか。しかしこの狭い区域におきまして、結果的には係員が全部を統率して避難させまして、係員が最後に見て回つて、右八片、九片の区域は全部退避ができたわけでありますので、ブザーを一度鳴らしまして、あちこちに顔を出してくるといふようなことがはたしていいのかどうかといふようなことも再検討する必要があるだろうと考えるわけでございます。

まるでおるのかどうか、その点はどういう区分になつておりますか。
○八谷政府委員 この担当係員は、先ほど詳細に申し上げましたように、当日の担当係員が欠勤をいたしまして、その代番として出ていったわけでございます。そのためにはた係員も、火薬庫をとつていくとか、そういういろいろな問題を指揮し、そして三番方の係員も面交で連絡をし合つて、そろって坑内に入つてきました。また、小仮の撤収関係の二名は採炭現場においてましたけれども、ゲート関係と、あるいはまだ十分な作業態勢に入つていないう七時の繰り込みでございまして、九時七片坑道の手前のところに来たときに災害の知らせを受けたわけでござります。そのため、「へんは災害現場までかかる、こよどと現場までかかる」といふことでございまして、係員がちょうど右七片坑道の手前のところに来たときには、災害の知らせを受けたわけでござります。そのため、「へんは災害現場までかかる、こよどと現場までかかる」といふことで直行しかかつて、とても行けないと、いうことを判断しまして、ほかの切羽をして、これもその方面を引率して避難して自分も避難した。それからまた他の二名の係員がおりましたが、これも七片、八片の方面の係員等でございまして、これらもその方面を引率して避難した。そのようなことで、係員がほとんど現場の指揮をとつていなかつたのぢやないか、こういふような面で私どもも調べてみましたが、事情はたまたまそもそもいふうふうな事情になつておつたんで非常に危険な状態になつた。そこでござります。

ここで三番方から撤収作業に入つた。そして七日の一番方のときにこの事が起きておるわけですね。少なくとも五日に切羽ができて、六日に今度は危険で撤収しなければならぬということは、非常な異常な状態である。こうわなければならぬわけですね。にかわらず、この作業の指揮監督あるいは係員の交代が現場で行なわれないと、ことは、保安管理者として若干問題があるのではないか、こう判断されるわけですね。実情は今私が申し上げたそらいう理解で大体よろしいのしようか。

したのではないか、かように考えられます。
○岡田(利)委員 その点は、いずれ地に調査に参りますから……。
そこで、この炭鉱の労働者の構成問題なんですが、組夫と直轄従業員はどういう構成になつてるのでありますか。
○八谷政府委員 労働省の監督課長ら……。
○小鶴説明員 労働者数といったまして、在籍が六百五十六名。長欠が二十一名で、実働が五百九十三名といふ報を受けております。それから下請としますか、組夫関係が、坑内におきまして三百三十四名、坑外が二十二名計二百五十六名、こういう調査報告を受けております。
○岡田(利)委員 これは、五百九十九名のうちの二百五十六名が組夫、こういう理解でいいですか。
○小鶴説明員 外數でございます。
○岡田(利)委員 聞くところによりますと、この炭鉱には労働組合がないのですが、ないのでですか。
○小鶴説明員 未組織でございます。
○岡田(利)委員 一万千瓦トントか万七千トンも出す炭鉱で労働組合がないというのは、ちょっと日本でも珍しいんじゃないですか。中小炭鉱の右で、どういう組合であつても、組合形骸すらないというのはちょっと珍いと思うのです。昭和十二年に開鉱している炭鉱で、戦後ずっとこの炭は継続されておるわけですね。労働組合についてはどういう経過をたどつておるのでしようか。
○小鶴説明員 ただいま調査資料と
うのが、実は電話で聞いたものであ

りい て組鉱さしの翼しな一。そま う三 を、ま申告三し か ょとの 現れ

まして、詳細な資料が間もなく参ると
思いますが、この組合の成立過程その
他につきましてはただいま承知してお
りませんので、後刻調査して御報告い

○岡田(利)委員

規則に基づいて保安規程があり、さらにはまた保安委員会もあると思うのです。そういう規程の届け出はいつ行なわれ、どういう形式で行なわれたの

○八谷政府委員 保安規程は当然届けられておりまえし、保安委員会も開催され、労働者の意見はどういう形でつけられて保安規程が認可になつたのかといふ問題と、保安委員会については、どういう構成で、その開催状況はどうなつておりますか。

しておるわけでござりますが、この保安規程は保安法の施行の昭和二十四年に保安規程を届けさせるような制度にしたわけでござりますので、おそらくそのころに行なわれ、その後何度も改正も行なわれておるかと思いますが、日時等につきましては、後刻また調査

○岡田(利)委員

○岡田(利)委員 この点は残念ながら
はつきりしないわけですから、た
だ今のお話を聞いておりますと、いわ
ゆる炭鉱においての保安法、保安規則
というのは、これはやはり大体こうい
う危険な職場環境でありますし、労働
組合というものは常に存在しておると
いう想定に立つて現在の法体系がある
と思うのです。大体そういうことだと
思います。ですから、約六百名の従業
員があり、組合が二百五十名もある炭
鉱で労働組合が存在をしていないとい

うのは、わが国における七ふしきの一
つに数えられるのではないか、こう私
は思はざるを得ないわけです。
そこで労働省としては、こういう特
に地下労働で、危険な作業で、しかも
こういう膨大な従業員をかかるとこ
ろで労働組合がないという場合には、
当然行政としても、組合を結成させる
といふ指導がむしろ行なわれるべきで
はないか、こう私は常識的に理解をす
るわけです。したがつてそういう点に
ついては、現地の県の労政関係の問題
になるのでしようが、本省としてはそ
ういう点については、この炭鉱のみな
らず、そういう炭鉱があれば、むしろ
組合を結成させるということを行政的
に指導すべきではないか、こう思うの
ですが、いかがでしょう。

うのは、わが国における七ふしきの一
つに数えられるのではないか、こう私
は思われるを得ないわけです。
そこで労働省としては、こういう特
に地下労働で、危険な作業で、しかも
こういう膨大な従業員をかかるとこ
ろで労働組合がないという場合には、
当然行政としても、組合を結成させる
という指導をむしろ行なわれるべきで
はないか、こう私は常識的に理解をす
るわけです。したがつてそういう点に
ついては、現地の県の労政関係の問題
になるのでしようが、本省としてはそ
ういう点については、この炭鉱のみな
らず、そういう炭鉱があれば、むしろ
組合を結成させるということを行政的
に指導すべきではないか、こう思うの
ですが、いかがでしょう。

○小鶴 説明員 実は私の所管ござい
ませんので、責任ある答弁はできませ
んが、組合の組織、そのことについて
のいろいろの指導勧奨ということにな
りますと、やはり労資対等、また労働
省としての中立性ということから、た
だいま先生が御指摘になつた点につい
ては、具体的な内に旨旨付箋

組合がなかなかいろいろな条件でできない場合は、組合が結成できるように行政指導するというのだが、私は近代労政の常識ではないかと思うのです。そのことと中立性とは私は関係がないと思うのですが、どうもその点労働省にそういう考え方があるとすれば、私は重要問題だと思うのですが、これは何かのお間違いではないでしょうか。

○小鶴説明員 組合法の精神にのつとりまして、企業について具体的なそういう問題についての指導その他は、やはり労働省といふものの立場から、具体的な指導に入るということについては慎重に考えていかなければならぬ問題だというふうに存じております。何分にも私からお答え申し上げるべき問題ではございませんので、御了解いただきたいと思います。

○岡田(利)委員 いずれ現地調査に参りますから、あまり詳しくはどうかと思いますが、労働省における保安事情なんですが、災害が増加しているのではないか。これは重傷、軽傷、中傷もあるでしようけれども、重要災害はしばらくあまり大きいものはなかった。しかしながら、概して保安状況は決してよくなっていないと思うわけです。炭鉱の近代化、合理化がすいぶん推し進められておるわりあいに災害率といふものは一向に減らない。もちろん統計のところ方はいろいろあるでしょうけれども、出炭当たりでは今日とするべきではないと思うのです。労務者の構成そのものが変わってきてますからね。稼働人員当たりをとれば、ずっと上昇傾向にあります。この点について、特に最近

○八谷政府委員 ただいま御指摘がございましたように、死亡災害は非常に減つてまいりたわけでござりますが、重傷、軽傷は依然として横ばいを続けておる状況でござります。本来でございますと、近代化が進めばそれだけ坑内条件はよくなるはずでございまして、重傷、軽傷も死亡と同じように減つてくれれば非常に幸いでございますけれども、災害発生の件数も横ばいでございますし、したがいまして重軽傷の総数も横ばい状態。ところがただいま御指摘のように、労働者数はぐんぐん減つてきてているというような状態から、たとえば百万人当たりとかいうような労働者率に直しますと、逆に非常に増加をしてきている、こういうふうな状況になるわけでござります。昭和三十三年は百万人当たりが六百三十五人でございましたが、三十六年は八百十八人、三十七年が九百十七人、ちょうど五年前の三十三年と三十七年を比較いたしますと、四四%の増になつてゐるわけでござります。ただ死亡者数は、昭和三十七年は四百九十一人でござります。また本年一月から四月までの状態もこの四百九十一人をさらに下回り、前年に対しまして二十九人の減少を示しておりますが、重傷につきましては以上のよくな状態でございます。ただし、非常にこまかになりますけれども、損失日数は減つてきているというようなことから、同じ重傷でも若干軽くなつてきている。これは機材の運搬等による災害が増加している傾

向ということからも見受けられるのではないかというふうに考へます。

○岡田(利)委員 そこで私は質問の最後として、いま質問した中でも、もう少し炭鉱の近代化、合理化に見合った保安対策が必要であると思うわけですね。先ほど申し上げたように、わが国の産炭構造は漸次海底炭がウエートを占めるようになってきている。前から問題になつていているのですけれども、いわゆる海底ボーリング船を建造するという問題があるわけですが、いまの炭鉱で自力でボーリング船を建造するということは不可能だと思うのです。ビルドアップ炭鉱では海底に対するウエートはだんだん大きくなつてくるわけですが、いまから船を建造しても、一ヶ月や二ヶ月ですぐできる問題じやないので、この問題はやはりいまこそ取り上げて実施に移すべきじゃないか、実現すべきじゃないか、こう私は考えるわけです。この点特に十分検討してもらいたいと思うわけです。

第二の問題は、災害はむしろ漸次増加の傾向にあるわけです。たとえば諸外国では、地下たびをはいて炭鉱の坑内で作業しているところはなく、みんな皮ぐつをはいて、いわゆる安全ぐつをはいてやつてあるわけです。足の災害というものは非常に多いわけです。坑内の条件が、漸次鉄化してまいりまづから、手足の負傷が非常に多くなつてきているわけです。一部すでに安全ぐつを採用している、意欲のある企業もあるわけです。私はやはり保安対策の見地からみれば、炭鉱の近代化と合つて鉄化させていくわですから、当然そういう保安装備というか、この面の完備をすべきではないか、必要で

あれば規則の改正もすべきではないか、そういう時期にきてはいるのではないか、そう思うわけです。そういう点について、災害の原因別に対策を検討すべきであるし、またそういう機関に對してその面の研究を大いにやらせることが、第二の問題として必要ではないか、こう考へるわけです。

それから第三の問題として、出水対策その他防爆対策、あるいは通気対策について、先ほど申し上げましたように、どうもこの面が留守になる。とにかく企業の採算性といふものが優先するものですから、この面がどうしてもおくれるという傾向がある。この面の管理を的確に判断していく必要があるのではないか、こう思ふわけです。

それと最後に、現在法改正が出されておりますけれども、保安関係につきましては、保安法に基づいて特別に保安協議会といふものがあるわけです。しかしながら、炭鉱の近代化を進めていく場合に、保安対策の面といふものがある程度織り込んでいく必要があるのではないか、こう実は考へるわけです。ですから合理化計画をつくる場合に、当然保安的な見地といふ面をチェックすることを考えなければいけないじやないか。施設案についても、いろいろな面について計画的にやる必要があるのでないか。この面は、局と局との間でうまくいっている、こう言われるかもしれませんけれども、そういう合理化計画を組む場合に、保安の面から見た場合どうなるかということ、計画に対しては一元化する必要が出てくるのではないか、こう実は思つてゐます。この点についてはこれから

十分検討をしていただきたいといふことを要請申し上げておきます。

あと、いずれ災害調査から帰りましたら、またあらためて質問することにしまして、これで終わります。

おそれ第三の問題として、出水対策その他防爆対策、あるいは通気対策について、先ほど申し上げましたように、どうもこの面が留守になる。とにかく企業の採算性といふものが優先するものですから、この面がどうしてもおくれるという傾向がある。この面の管理を的確に判断していく必要があるのではないか、こう思ふわけです。

それと最後に、現在法改正が出されておりますけれども、保安関係につきましては、保安法に基づいて特別に保安協議会といふものがあるわけです。しかしながら、炭鉱の近代化を進めていく場合に、保安対策の面といふものがある程度織り込んでいく必要があるのではないか、こう実は考へるわけです。ですから合理化計画をつくる場合に、当然保安的な見地といふ面をチェックすることを考えなければいけないじやないか。施設案についても、いろいろな面について計画的にやる必要があるのでないか。この面は、局と局との間でうまくいっている、こう言われるかもしれませんけれども、そういう合理化計画を組む場合に、保安の面から見た場合どうなるかということ、計画に対しては一元化する必要が出てくるのではないか、こう実は思つてゐます。この点についてはこれから

○上林山委員長 この際、委員派遣承認申請に関する件についておはかりいたします。

先刻政府よりも報告がありました山口県小野田市の大浜炭鉱の不幸なる出水災害事故につきまして、この際現地に委員を派遣しその実情を調査するため、議長に対し委員派遣の承認申請をいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○上林山委員長 御異議なしと認めます。よってさように決しました。
なお、派遣委員の人選、派遣期間等、すべて委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

次会は明後十六日午前十時より閉会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十八分散会

石炭対策特別委員会議録第十号中正誤

正	誤	行	段	ペシ
国鉄	國鉄	毛	二	五
鉄鋼	鐵鉱	元	一	一
井手	井出	未払い	三	四
未払い	元	第一	三	四
事業	企業	起業	事実	工業

